



18歳から大人！ 若者の消費者トラブルに注意しましょう

市消費生活センター
☎(616)1561

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳（成年）に達すると、親の同意を得ていなくても、自分の意思で自由に契約ができるようになります。契約について、気を付ける点を確認し、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

よくある若者の消費者トラブル

事例1 もうけ話（情報商材、マルチ商法など）

SNSで「簡単にお金を稼げる」と勧誘され、副業や投資に関する教材を買った。さらに、友人を誘えばボーナスが入るとも言われた。結局もうからずに、友人からも縁を切られ、借金だけが残った。



▼対応方法 うまい話はうのみにせず、きっぱりと断る。

事例2 高額なエステティックサービス契約

インターネットで痩身エステの広告を見た。「お試し価格」を安いと思ったので申し込み、エステを受けている最中に別プランの勧誘を受け、断り切れずに高額な契約をしてしまった。



▼対応方法 「お試し価格の裏には、高額な商品の勧誘があるかもしれない」と疑う。

消費者トラブルに巻き込まれないための四か条

- 一、不要だと思ったら、「契約はしない」と勇気を持って断りましょう。
- 二、クレジット契約は借金と同じです。特に、リボ払いは便利ですが、残金分かりにくいので注意しましょう。
- 三、クーリング・オフ^(※)など消費者の味方になる制度を活用しましょう。
- 四、契約に関して少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたりしたら、市消費生活センターに相談しましょう。

市消費生活センター

(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)

▼相談専用電話 ☎(616)1547。

▼電話受付時間 月～金曜日＝午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝休日＝午前9時～午後4時30分（年末年始を除く）。

▼対象 市内在住か通勤通学者。



低所得世帯の負担軽減を図るため 宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金を支給します

市重点支援給付金
コールセンター
☎0120(375)787

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受け、特に物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、対象世帯に対し、「宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金（1世帯当たり7万円）」を支給します。

▼対象 基準日（令和5年12月1日）現在、本市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和5年度の市民税均等割が非課税である世帯。ただし、令和5年度の住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く。

▼支給額 1世帯当たり7万円。

▼手続き方法

①「支給要件確認書」が届く世帯 対象世帯のうち、令和5年6月2日以降に本市に転入した人がいる世帯などについては、1月中に、本市から「支給要件確認書」を順次、発送します。必要事項を書き、同封された返信用封筒にて返送してください。

②「支給のお知らせ」が届いた世帯 本市において重点支援給付金（1世帯当たり3万円）の支給を受けた世帯のうち、令和5年6月1日時点から世帯の状況などが変わらない世帯については、令和5年12月に「支給のお知らせ」を送付しました。なお、①

「支給要件確認書」は届きません。

▼手続き期限 令和6年3月22日。

▼支給時期 ①「支給要件確認書」が届く世帯 書類受け付け後、内容・添付書類に不備がない場合、おおむね約3週間後。なお、提出が集中している場合は、さらに時間が掛かる場合があります。

▼支給方法 世帯主の金融機関口座へ振り込み。

▼特別な事情のある世帯 修正申告などにより世帯全員が非課税となった世帯、DVなどの事情により本市で生活している世帯などは、受給できる場合がありますので、市重点支援給付金コールセンターへお問い合わせください。

▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

国・県・市職員などが、現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いすることはありません。不審な電話が掛かってきた場合は、市消費生活センター☎(616)1547や最寄りの警察署へご連絡ください。

